

鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、病児・病後児保育の普及を促進することにより、保護者が働きながら安心して子育てができる環境づくりを推進し、もって本市における児童福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 病児保育事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に規定する病児保育事業（同要綱4（1）に規定する病児対応型及び4（2）に規定する病後児対応型に限る。以下「病児・病後児保育」という。）を開設する事業（以下「子ども・子育て支援交付金事業」という。）
- (2) 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知。以下「子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱」という。）第3条に規定する病児保育施設を整備する事業（以下「子ども・子育て支援施設整備交付金事業」という。）
- (3) 国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）として病児・病後児保育施設に業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステムを導入する事業及び同システムを利用する事業（以下「病児保育ICT化導入促進支援事業」という。）
- (4) 鳥取県病児・病後児保育普及促進事業費補助金交付要綱（平成23年7月29日施行）別表（5）に定める事業（以下「環境整備助成事業」という。）

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1欄の区分に応じて、同表第2欄に定める者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1欄に定める区分に応じて、同表第3欄に定める経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額と同表第4欄に掲げる基準額とを比較していずれか少ない方の額に、同表第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、補助対象経費の区分ごとにそれぞれこれを切り捨てた額とする。）を合計した額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付の申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第3号及び様式第4号（病児保育ICT化導入促進支援事業においては様式

第2号から様式第4号まで)によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助対象経費の2割を超える増減以外の変更(本補助金の増額を伴う場合を除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から10日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第3号に掲げる書類は、様式第1号、様式第3号及び様式第4号(病児保育ICT化導入促進支援事業においては様式第2号から様式第4号まで)によるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 消費税仕入控除税額がある場合には、これを補助額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月28日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年度の補助事業から適用する。

別表（第6条関係）

1 区分	2 補助対象者	3 補助対象経費		4 基準額	5 補助率
子ども・子育て支援交付金事業	病児保育事業実施要綱6（1）①又は（2）①の要件を満たしている者又は事業の実施により満たすことが見込まれる者	改修費等	改修費等の額から補助対象事業に伴う収入（本補助金を除く。以下同じ。）の額を控除した額のうち、子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙の表病児保育事業の部病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の項の第3欄の第1項第3号ア及び第2項第3号アに定める額を超えない部分（以下「交付金対象部分」という。）	1か所当たり 4,000千円	10／ 10
			改修費等の額から補助対象事業に伴う収入の額を控除した額のうち、交付金対象部分を超える部分	1か所当たり 6,000千円	2／3
		賃借料等	開設前月分の礼金及び賃借料相当額	市長が別に定める額	10／ 10
子ども・子育て支援施設整備交付金事業	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱第5条第3号に規定する社会福祉法人等	子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱の別表2第2欄の整備区分及び第3欄の種目に応じて第5欄に掲げる経費		子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱別表2第4欄に掲げる基準額	9／ 10
病児保育ICT化導入促進支援事業	国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱における保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT	ICTシステム導入に係る経費		1施設あたり 1,000千円	10／ 10

	化推進等事業)として病児・病後児保育施設に業務(予約・キャンセル等)のICT化を行うためのシステムを導入する者及び同システムを利用する者	ICTシステム利用に係る経費(令和3年度以降導入分) なお、当該助成の交付決定を受けた年度に利用するものであって、交付決定以前に支払った経費(交付決定年度以前に支払った経費を含む。)も対象とする。	1施設あたり 300千円	10/ 10
環境整備 助成事業	病児保育事業実施要綱6(1)①又は(2)①の要件を満たしている者	小規模修繕、設備整備等に係る経費	1施設あたり 500千円	10/ 10

様式第1号（第7条、第9条関係）

鳥取市病児・病後児保育普及促進事業 事業計画（実績報告）書

事業者名

1 施設の概要

- (1) 施設名 _____
- (2) 所在地 _____
- (3) 種別 _____
- (4) 利用定員 _____人
- (5) 職員配置 _____人（うち保育士 _____人、看護師 _____人）
- (6) 利用料金 1日当たり _____円

2 事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
- ア 敷地面積 _____ m^2
- イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地）
- ウ 建物の面積 建築面積 _____ m^2 延面積 _____ m^2
- エ 建物の構造 _____
- (2) 事業費内訳
- ア 工事費 _____円（うち対象分 _____円）
- イ 設計委託費 _____円（うち対象分 _____円）
- ウ 賃借料等 _____円（うち対象分 _____円）
- エ 合計 _____円（うち対象分 _____円）
- (3) 施工計画（施工実績報告）
- ア 契約（予定）年月日 _____年 _____月 _____日
- イ 着工（予定）年月日 _____年 _____月 _____日
- ウ 完成（予定）年月日 _____年 _____月 _____日

3 添付書類

- (1) 事業計画書に添付する書類
- ア 新築の場合・・・建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表、建物平面図（建物面積を明記したもの）、敷地配置図及び立面図
- イ 改修の場合・・・工事前・後の建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表、建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- ウ 見積書
- エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 実績報告書に添付する書類
- ア 新築の場合・・・建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表、建物平面図（建物面積を明記したもの）、敷地配置図及び立面図
- イ 改修の場合・・・工事前・後の建物全体の各室ごとに室名及び面積を明らかにした表、建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
- ウ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第5項の規定による検査済証等）
- エ 建物内主要部分の写真（改修の場合は、改修前後の写真）
- オ その他市長が必要と認める書類
- ※ ア、イは、事業計画書に添付したものと変更がなければ不要

様式第 2 号（第 7 条、第 9 条関係）

鳥取市病児・病後児保育普及促進事業 事業計画（実績報告）書

病児保育 I C T化導入促進支援事業

事業者名

実施施設名	所要経費（円）	所要経費内訳	他の補助金の 活用の有無
合計	か所 円		

- （注） 1．所要経費は、補助事業に要する経費の金額を記載し、内訳欄には品目・数量・単価などを具体的に記載すること。
- 2．他の補助金の活用の有無欄は、この事業計画において他の補助金を活用される場合、活用する補助金名、その事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している自治体名や団体名及び連絡先）を記入すること。
- 3．実績報告書には、経費内訳の分かるもの（契約書、領収書等の写し）、その他必要な書類を添付すること。

鳥取市病児・病後児保育普及促進事業 収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	(本年度決算額)	差 引
市補助金			
自己資金			
計			

2 支出の部 (単位：円)

科 目	本年度予算額	(本年度決算額)	差 引
計			

様式第 4 号（第 7 条、第 9 条関係）

鳥取市病児・病後児保育普及促進事業 所要額（精算額）調書

事業者名 _____
施設名 _____

単位：円

区分	事業費 A	寄付金 その他の 収入 B	差引額 C (A－B)	補助対象経費の実 支出（予定）額 D	補助基準額 E	算定基準額 F	補助所要(精算) 額 G (F×補助率)
合計							

- ※ 施設ごとに作成すること。
- ※ A～D欄には、事業者における事業費を記入すること。
- ※ F欄には、C～Eの各欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- ※ G欄の補助率は、別表による区分によるものとし、G欄の額に1, 0 0 0円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とすること。

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住 所
事業者名
代表者名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け鳥取指令受 第 号により交付決定を受けた鳥取市病児・病後児保育普及促進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第7条に基づく交付決定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

- 1 施設名
- 2 代表者氏名
- 3 施設の所在地
- 4 補助事業名
- 5 補助金確定額

円

6 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位：円)

区 分		課税仕入			非課税仕入使 用分	合 計
		課税売上対 応分	非課税売上対 応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	合 計					

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。